

2-3 浄化槽法改正(平成18年2月1日施行)の概要を教えてください。

1 法改正の趣旨について

浄化槽は適正な維持管理がなされて初めて本来の処理性能を発揮するものですが、法定検査の実施率が17.9%（平成16年度、全国平均）と低い状況にあるなど、適正な維持管理の徹底が課題となっておりました。

このような課題を解決し、公共用水域の水質保全に真に役立つ、生活排水対策の柱として浄化槽を位置付けるとともに、浄化槽に対する信頼を確保するため、議員立法で「浄化槽法の一部を改正する法律案」が提案され、平成17年5月19日に可決・成立し、平成18年2月1日から施行されています。

2 法改正の概要

(1) 浄化槽法の目的の明確化

浄化槽に対する位置付けの変化を踏まえ、浄化槽法の目的に「公共用水域等の水質の保全」を明示するとともに、「し尿等」を「し尿及び雑排水」に改めた。

(2) 浄化槽からの放流水に係る水質基準の創設

浄化槽からの放流水の水質を担保するために、環境省令で放流水質に係る技術上の基準を定めるとともに、当該基準を構造基準に反映させるよう措置した。

具体的には、BOD 20mg/l 以下及びBOD除去率 90%以上とする（ただし、法施行後に設置される浄化槽について適用する）。

(3) 7条検査の実施時期の適正化

浄化槽設置後、水質検査を受けるまでの間、生活環境への悪影響が放置されることのないよう、浄化槽設置後の水質検査（7条検査）の実施時期を見直した。

（従前）使用開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月間

（改正後）使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間

(4) 浄化槽の適正な維持管理に対する監督の強化

ア 法定検査が確実に行われ、その結果に基づき都道府県が適切な指導監督を行えるようにするため、法定検査の未受検者に対する指導・助言、勧告、命令といった規定を設けた。

具体的には、11条検査を受検せず、指導や勧告、改善命令に従わない場合は、30万円以下の過料に処することとなった。

イ 都道府県の指導監督の強化を図るため、指定検査機関は、水質に関する検査を実施したときは、浄化槽管理者の氏名・住所や検査結果など環境省令で定める事項を遅滞なく都道府県知事に報告しなければならない。

ウ 浄化槽の設置状況の確実な把握を図るため、浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、廃止した日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

〈改正後の浄化槽法体系における基準〉

【浄化槽法第4条第1項】

浄化槽からの放流水に係る水質基準
 BOD濃度 20mg/l以下
 ←公共用水域等の水質保全の観点から規定

↓ 反映【浄化槽法第4条第3項】

【建築基準法施行令第32条】

汚物処理性能に関する技術的基準

+

【国交省告示1292号】

国土交通大臣が定めた構造方法（構造例示型）

又は

国土交通大臣の認定を受けたもの（大臣認定型）

都道府県の指導監督に係る仕組み(改正後)

